

第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見とそれに対する市の考え方

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間(パブリックコメント期間)

平成24年1月4日(水)～平成24年1月25日(水)

(2) 意見などの提出状況

- ① 問い合わせ件数 4件
 - ・ 計画書(素案)の請求について
 - ・ 記載内容の確認(施設整備)など
- ② 意見など提出者数 1人
- ③ 意見など提出件数 4件

2 パブリックコメントで寄せられた提出意見等の対応

- (1) 意見の趣旨等について市としての考え方を説明しご理解をいただくもの 4件

3 パブリックコメントに対する本市の考え方

【意見1】

特別養護老人ホームなどは待機者が多く、施設入所が困難と聞いています。そこで、第5期計画における池田市の施設整備の考え方について教えてほしい。

【考え方】

第5期計画では在宅での介護を重視するとの基本的な考え方を維持しながら、特別養護老人ホームの入所待機者や介護保険給付費、保険料負担、施設整備の進捗などの状況を勘案し必要な整備数を設定しました。

入所ニーズの高い特別養護老人ホームについては、従来どおり地域密着型特別養護老人ホームの新規整備が望ましいものの、入所定員が29人以下と小規模であり、参入意向を示す事業者が少ない現状もあることから、第5期計画では広域型特別養護老人ホーム(50床分)の整備を含めた基盤整備を行い、又、認知症対応型共同生活介護(2箇所)、複合型サービス(1箇所)など地域密着型サービス事業所を計画的に整備します。

【意見 2】

総合的な介護予防事業が創設されると聞いていますが、池田市ではどのように考えられているのか。

【考え方】

今回の改正において創設される事業は、要支援1・2の対象者への予防給付サービス、二次予防対象者（旧特定高齢者）への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるという介護予防・日常生活支援総合事業です。事業の実施については、介護予防（訪問・通所）や配食などの事業は、地域支援事業で既に実施していますので、第5期計画期間中に、その事業の効果などを見極め、実施の有無についてのメリット、デメリットを検討してまいります。

【意見 3】

24時間対応の介護サービスについて、その内容を教えてほしい。

【考え方】

24時間対応の介護サービスにつきましては、今回の改正で新たに創設される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業で、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供するサービスです。また、利用者からの通報による随時訪問も行います。生活リズムに合わせた短時間利用のほか、昼夜問わず随時対応も可能であることからより安心感を得られるサービスです。本市においては、現在提供している夜間対応型訪問介護の利用者を継続拡充しながら充実させていきたいと考えております。

【意見 4】

認知症の方への対応として、専門医師の確保とその紹介方法について、今後の大きな課題と思っています。本市における今後の連携体制の考え方を教えてほしい。

【考え方】

認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族の負担軽減を図るためには、症状の早期発見・早期対応とともに、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、地域包括支援センターなどに相談窓口を設置するとともに、介護保険サービス事業者や医療機関、認知症疾患医療センター等との連携体制の確立に努めます。